

自動車  
運転者の

ハイヤー・タクシー事業者の皆様へ



# 時間外労働の上限規制・改善基準告示

積極的に取り組んで  
行きましょう！！

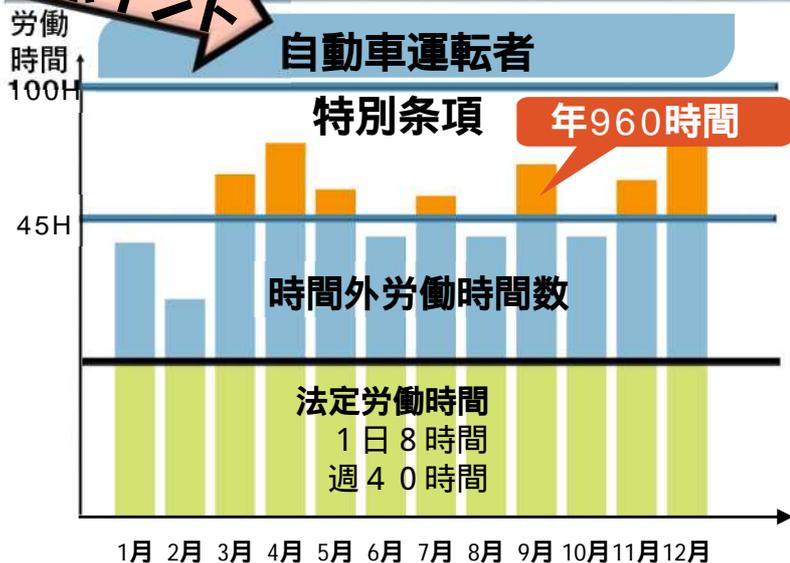


進めよう！  
ドライバーの  
働き方改革・TOKYO



- 働き方改善！ G !
- 安全衛生！ G !
- 労働時間適正管理！ G !
- 人材確保！ G !

# ストップ！



【原則】月 45 時間  
年間 360 時間

## 【特別条項】

(臨時的な特別な事情の場合)

特別条項の上限は、単月・複数月平均の上限はなく、**年間960時間**  
特別条項の回数制限の適用なし

その他、改善基準告示を遵守していただく必要があります。

改善基準告示の詳細については裏面をご覧ください。



東京労働局・労働基準監督署(支署)・公共職業安定所

# 改善基準告示の主な改正内容

「自動車運転の業務」に従事する労働者については、労働基準法の時間外労働の上限規制とともに改善基準告示を遵守していただく必要があります

- 日勤 1か月の拘束時間：288時間以内
  - 1日の拘束時間：13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回までが目安）
  - 1日の休息期間：継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
- 隔勤 1か月の拘束時間：262時間以内
  - 地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可（年6月まで）
  - 2暦日の拘束時間：22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内
  - 2暦日の休息期間：継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない
- ハイヤー 労使当事者は、36協定の締結にあたり、以下の事項を遵守していただく必要があります。
  - ・時間外労働時間は、1か月45時間、1年360時間まで
  - ・臨時的特別な事情で限度時間を超えて労働させる場合にも、1年960時間まで
  - ・36協定において、時間外・休日労働時間数をできる限り短くするよう努めること
  - ・疲労回復を図るために必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えること



以下を含めた総合対策をお願いします！



## 安全衛生対策（労働基準監督署）

—「交通労働災害」「腰痛災害」防止対策—

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策  
管理体制・適正な労働時間管理・教育実施・健康管理などを推進しましょう。
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策  
作業態様別（重量物取扱い、車両運転時）の対策を実施しましょう。
- 定期健康診断の確実な実施等による健康管理対策  
健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理に取り組みましょう。



## 人材確保・就職支援（ハローワーク）

—「人材確保」「就職支援」を専門スタッフが支援—

- 人材確保等支援助成金をご活用ください！  
労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成
  - 求人者の皆様に支援します！
  - 求人・求職のマッチングを促進します！
  - 求職者の皆様に支援します！
- 求人・求職を促進する各種のイベントを開催

